

島原地域広域市町村圏組合防火基準適合表示制度に関する規程

令和3年8月20日消本訓令第4号

(目的)

第1条 この規程は、ホテル・旅館等不特定多数の者を収容する防火対象物の防火安全対策の重要性に鑑み、防火対象物の関係者の防火に対する認識を高め、防火管理業務の適正化並びに消防用設備等の設置及び維持管理等を促進するとともに、重要な建築構造等への適合性も含めた防火・防災管理上の一定の基準に適合している防火対象物について、その旨の表示を行う防火基準適合表示制度の運用及び事務処理に必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程における法令等の略称は、次に掲げるところによるものとする。

- (1) 法 消防法（昭和23年法律第186号）をいう。
- (2) 令 消防法施行令（昭和36年政令第37号）をいう。
- (3) 規則 消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号）をいう。
- (4) 建基法 建築基準法（昭和25年法律第201号）をいう。
- (5) 建基令 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）をいう。
- (6) 条例 島原地域広域市町村圏組合火災予防条例（昭和46年条例第20号）をいう。
- (7) 危令 危険物の規制に関する政令（昭和34年政令第306号）をいう。
- (8) 関係者 所有者、管理者又は占有者をいう。
- (9) 表示基準 別表第1に掲げる点検項目及び判定基準の総称をいう。
- (10) 表示マーク 表示基準に適合している防火対象物に交付する別図に掲げるマークをいう。

(表示対象物)

第3条 表示基準に適合している旨の表示（以下「表示」という。）をする対象物は、ホテル・旅館等（令別表第一（5）項イ及び同表（16）項イに掲げる防火対象物のうち同表（5）項イの用途に供する部分が存するもの。以下同じ。）で次の各号に該当するものとする。ただし、消防長が特に必要と認める場合は、表示をする対象物とすることができる。

- (1) 法第8条の適用があるもの
 - (2) 防火対象物の地階を除く階数が3以上のもの
- 2 前項に掲げる対象物のうち、複合用途防火対象物については、防火対象物全体を対象範囲とする。ただし、ホテル・旅館等の用途に供する部分以外において、次に掲げるものの違反がない場合は、ホテル・旅館等の用途に供する部分及び当該用途からの避難経路に係る部分のみを対象とすることができるものとする。

- (1) 建物全体についての防火（防災）管理（統括防火（防災）管理者の選任及び消防計画の届出等）
 - (2) 消防用設備等
 - (3) 危険物施設等
 - (4) 建築構造等
- （交付の申請）

第4条 消防長は、表示マークの交付を受けようとするホテル・旅館等の関係者に対し、表示マーク交付（更新）申請書（様式第1号）により、別表第2に掲げる報告書等のうち、該当するものの添付を求め、2部提出させるものとする。ただし、当該報告書等のうち、一定期間内に既に報告済みである場合等においては、添付の一部又は全部を省略することができるものとする。

2 消防長は、ホテル・旅館等の用途に供する部分が存する複合用途防火対象物の表示マークの交付申請については、建物全体が表示基準に適合していることを確認できる書類の添付を求めることとする。

3 消防長は、対象となるホテル・旅館等のうち、法令に基づく義務の対象外であるものについては、次に掲げる書類の添付を求めることとする。

- (1) 法第8条の2の2に基づく防火対象物点検報告の対象とならない防火対象物については、規則第4条の2の4に定める防火対象物点検資格者による点検結果
- (2) 建基法第12条に基づく定期報告の対象とならない防火対象物については、建築士等有資格者により、建築構造等の表示基準に関わる部分を建基法第12条に基づく定期調査に準じて行った調査の結果

4 消防長は、新築のホテル・旅館等からの交付申請に限り、次に掲げる書類等により別表第2に示す書類の添付の省略を認めるものとする。

- (1) 消防用設備等・特殊消防用設備等検査済証（写）
- (2) 危険物施設の完成検査済証（写）
- (3) 特定行政庁又は指定確認検査機関で交付される検査済証（写）

（申請書の受付）

第5条 前条の申請書は、署長又は分署長（以下「署長等」という。）が受け付けるものとし、予防課長に受付番号等を確認するものとする。

2 予防課長は、表示マーク交付（更新）申請処理簿（様式第2号。以下「申請処理簿」という。）を管理し、署長等の受付を処理するものとする。

（表示基準の審査）

第6条 署長等は、表示基準のうち該当する点検項目について、別表第2に掲げる報告書等を活用し、別表第1の判定基準により適合状況を審査するものとする。

2 書類審査においては、防火対象物台帳等を活用するものとする。

- 3 書類審査に併せて現地確認を実施し、現地確認の結果は立入検査結果通知書により関係者に通知するものとする。
- 4 その他審査にあたっては、次に掲げる事項に留意して行わなければならない。
- (1) 審査の対象が防火対象物点検の特例認定の対象である場合は、特例認定の審査と併せて実施するなど審査の効率性に配慮する必要があること。
 - (2) 申請時に添付された定期調査報告書は、建基法第12条の規定に基づき特殊建築物等の定期調査期間内に報告されているものを有効とすること。
 - (3) 旅館・ホテル等における夜間の防火管理体制指導マニュアル（昭和62年8月1日付け消防予第131号）に基づき実施することが消防計画において定められている場合は、当該訓練の実施について確認する必要があること。
 - (4) 表示基準中の建築構造等における建築構造、防火区画及び階段の審査については、次に掲げる事項について留意する必要があること。
 - ア 現行の建基法に適合していること。
 - イ 既存不適格として取り扱われているものは、仮に建基法上適法であっても、表示基準の審査上は、不適合と判定すること。ただし、特定行政庁からの代替措置等の指導状況を確認すること等により、一定の安全性が確保されていると認められるものについては、消防長の判断により適合と判定することができるものとする。
 - (5) 表示基準中の建築構造等における避難施設等の審査については、次に掲げる事項について留意する必要があること。
 - ア 現行の建基法に適合していること。
 - イ 既存不適格として取り扱われているものは、表示基準の審査上は適合と判定すること。
 - (6) 第4号及び第5号に掲げる建築構造等の審査にあたっては、表示制度における建築構造等審査マニュアル（平成25年12月27日付け消防予第499号）に基づき実施する必要があること。
- 5 署長等は、審査が完了した場合は、その審査結果について表示マーク交付（更新）申請審査結果報告書（様式第3号）に次に掲げる書類を添付し消防長に報告すること。
- (1) 表示基準判定審査書（様式第4号）
 - (2) 表示マーク交付（更新）申請書（様式第1号）及び添付書類一式
（表示マークの交付等）
- 第7条 消防長は、表示基準に適合していると認められる場合には、申請者に対して表示基準適合通知書（様式第5号）により通知するほか、次の各号に掲げるとおり処理するものとする。
- (1) 表示マークが交付されていない場合は、表示マーク（銀）を1枚交付する。

- (2) 表示マーク（銀）を3年継続している場合は、表示マーク（金）を1枚交付する。
- (3) 前各号以外の場合は、適合している旨の通知のみを行うものとする。

2 消防長は、表示マークを関係者等に直接交付し、表示マーク受領書（様式第6号）に署名を求めるものとする。

3 消防長は、表示基準に適合していないと認められる場合は、申請者に対して表示基準不適合通知書（様式第7号）により通知するものとする。

4 予防課長は、第1項及び第3項の処理が行われた場合には、申請処理簿に処理するものとする。

（表示マークの掲出）

第8条 消防長は、表示マークの交付を受けた者に対して、当該防火対象物に表示マークを掲出すること及びホームページ等において電子データの表示マークを使用させることができる。

2 消防長は、表示マークの交付を受けた者に対して、別表第3に掲げる表示マークの掲出方法等を周知するものとする。

（表示マークの有効期間）

第9条 表示マークの有効期間は、次のとおりとする。

- (1) 表示マーク（銀）は、交付日から1年間
- (2) 表示マーク（金）は、交付日から3年間

2 表示マークの有効期間については、最初に交付を行った日を基準日（起点）とし、次に掲げる事項に留意しなければならない。

- (1) 有効期間内に何らかの理由により表示マークを再発行した場合も、表示マークに記載する交付年月日は変更しないこと。
- (2) 表示マーク（銀）から表示マーク（金）に変更となる場合も、表示マーク（金）に記載する交付年月日は最初に表示マーク（銀）の交付を行った日とすること。

3 表示マークを継続する場合の有効期間は、継続前の表示マークの有効期間終了後を起点とするものであり、表示マークを継続するための交付申請を行った日又は通知書の交付を行った日としないよう留意しなければならない。

（表示マークの返還）

第10条 消防長は、表示マークの交付を受けた防火対象物が次のいずれかに該当することとなった場合には、表示マーク返還請求書（様式第8号）により表示マークの返還を請求するものとする。

- (1) 表示マークの有効期間が満了し、交付（更新）申請を行わない場合
- (2) 表示マークが交付されている防火対象物において表示基準に適合しないことが明らかとなった場合
- (3) 表示マークが交付されている防火対象物において火災が発生した場合に、火災調

査に併せて表示基準の適合性を確認した結果、表示基準に適合しないことが明らかとなった場合

(4) 表示マークの電子データを無断で転用した場合

2 前項第3号の調査期間中は、消防長の判断により表示マークの掲出を留保させることができる。

3 予防課長は、表示マーク返還請求書を交付した場合及び表示マークの返還を受けた場合は、申請処理簿に処理するものとする。

(表示マークの再申請に伴う処理等)

第11条 消防長は、表示マークを返還した防火対象物の関係者から表示マークの交付について再度申請され、審査において表示基準に適合していると認められる場合には、返還前の表示マークの種別に関係なく表示マーク（銀）を交付するものとする。

2 前項の審査にあつては、返還に至った事由について、確実な是正等を確認するものとする。

(表示対象外施設の処理等)

第12条 第3条により表示をする対象物とならないホテル・旅館等の関係者から、表示制度対象外施設であることの通知の交付申し出があつた場合は、第4条、第5条第1項及び第6条の規定を準用する。この場合において、第4条第1項中「表示マークの交付を受けようとするホテル・旅館等の関係者」とあるのは「表示制度対象外施設であることの通知の交付を受けようとするホテル・旅館等の関係者」と、同項及び第6条第5項第2号中「表示マーク交付（更新）申請書（様式第1号）」とあるのは「表示制度対象外施設申請書（様式第9号）」と、第4条第2項中「表示マークの交付申請」とあるのは「表示制度対象外施設であることの通知の交付申請」と、第6条第5項中「表示マーク（更新）申請審査結果報告書（様式第3号）」とあるのは「表示対象外施設申請審査結果報告書（様式第10号）」と読み替えるものとする。

2 消防長は、申請者に対して表示基準に適合していると認められる場合は、表示制度対象外施設通知書（様式第11号）により通知し、表示基準に適合していないと認められる場合は、表示基準不適合通知書（表示制度対象外施設）（様式第12号）により通知するものとする。

3 予防課長は、前項までの処理を行った場合は、表示制度対象外施設申請交付処理簿（様式第13号）に処理するものとする。

(表示マーク交付対象物の公表等)

第13条 消防長は、表示マークを交付した場合は、ホテル・旅館等の名称、所在地、交付年月日、表示有効期間及び表示マークの種類について島原地域広域市町村圏組合ホームページで公表するとともに、建築行政機関等と情報共有するよう努めるものとする。

附 則

この規程は、令和3年10月1日から施行する。

別表第1（第2条、第6条関係）

表示基準

表示基準とは、下記に掲げる点検項目及び判定基準の総称をいう。

【表示基準適合状況審査要領】

- 1 点検項目に掲げる事項のうち該当するものについて、別表第2に掲げる報告書等を活用し、判定基準により適合状況を審査すること。
- 2 書類審査においては、防火対象物台帳等を活用すること。
- 3 書類審査に併せて現地確認を実施すること。現地確認の結果は、立入検査結果通知書により関係者に通知すること。

記

点検項目		判定基準
防火管理等	防火対象物点検及び報告	点検及び報告が行われていること又は点検及び報告の特例の認定がされていること。 なお、その管理について権原が分かれている防火対象物については、各管理権原者が提出している届出等の内容を確認すること。
	防火管理者等の届出	防火管理者選任（解任）の届出、防火管理に係る消防計画の作成（変更）の届出がされていること。
	自衛消防組織の届出	令第4条の2の4に規定する防火対象物にあっては、法第8条の2の5第2項に規定する自衛消防組織設置（変更）の届出がされていること。
	防火管理に係る消防計画	防火対象物の位置、構造及び設備の状況並びにその使用状況に応じ、おおむね次に掲げる事項について、防火管理に係る消防計画を作成し、当該消防計画に基づいた業務が適切に行われていること。 <ol style="list-style-type: none"> 1 自衛消防の組織に関する事項 2 防火対象物についての火災予防上の自主検査に関する事項 3 消防用設備等又は特殊消防用設備等の点検及び整備に関する事項 4 避難施設の維持管理及び避難施設の案内（避難経路図の掲示）に関する事項 5 防火上の構造の維持管理に関する事項 6 定員の遵守その他収容人員の適正化に関する事項 7 防火管理上必要な教育に関する事項 8 消火、通報及び避難の訓練の実施に関する事項

		<p>9 火災、地震その他の災害が発生した場合における消火活動、通報連絡及び避難誘導に関する事項</p> <p>10 防火管理について消防機関との連絡に関する事項</p> <p>11 増築、改築、移転、修繕又は模様替えの工事中の防火対象物における防火管理者又はその補助者の立会いその他火気の使用又は取扱いの監督に関する事項</p> <p>12 その他、防火管理に関し必要な事項</p> <p>13 防火管理上必要な業務の一部が防火対象物の関係者及び関係者に雇用されている者（当該防火対象物で勤務している者に限る。）以外の者に委託されている防火対象物にあつては、防火管理上必要な業務の受託者の氏名及び住所（法人にあつては、名称及び主たる事務所の所在地）並びに当該受託者の行う防火管理上必要な業務の範囲及び方法に関する事項</p> <p>14 管理について権原が分かれている防火対象物にあつては、当該防火対象物の当該権原の範囲に関する事項</p> <p>15 消火及び避難の訓練の実施回数（消防訓練届出書による通報回数／年2回以上）</p> <p>16 令第4条の2の4に規定する防火対象物（同条第2号に掲げる防火対象物にあつては、同条第1号に規定する自衛消防組織設置防火対象物の用途に供される部分に限る。17において同じ。）にあつては、次に掲げる事項</p> <p>(1) 火災の初期の段階における消火活動、消防機関への通報、在館者が避難する際の誘導その他の火災の被害の軽減のために必要な業務として自衛消防組織が行う業務に係る活動要領に関する事項</p> <p>(2) 自衛消防組織の要員に対する教育及び訓練に関する事項</p> <p>(3) その他自衛消防組織の業務に関し必要な事項</p> <p>17 令第4条の2の5第2項の規定により、令第4条の2の4の防火対象物につき、その管理について権原を有する者が共同して自衛消防組織を置く場合にあつては、次に掲げる事項</p> <p>(1) 自衛消防組織に関する協議会の設置及び運営に関する事項</p> <p>(2) 自衛消防組織の統括管理者の選任に関する事項</p> <p>(3) 自衛消防組織が業務を行う防火対象物の範囲に関する事項</p> <p>(4) その他自衛消防組織の運営に関し必要な事項</p>
--	--	---

	統括防火管理者等の届出	法第8条の2の規定により、統括防火管理者の選任（解任）の届出、防火対象物の全体についての防火管理に係る消防計画の届出がされていること。
	防火・避難施設等	法第8条の2の4の規定により、廊下、階段、避難口その他の避難上必要な施設について、避難の支障になる物件が放置され、又はみだりに存置されないように管理し、かつ、防火戸についてその閉鎖の支障になる物件が放置され、又はみだりに存置されないように管理されていること。
	防災対象物品の使用	法第8条の3の規定により防災対象物品が使用されていること。また、当該防災対象物品に法第8条の3第2項、第3項及び第5項の規定に従って表示が付されていること。
	圧縮アセチレンガス等の貯蔵等の届出	法第9条の3に基づいて液化石油ガスその他の火災予防又は消火活動に重大な支障を生ずるおそれのある物質で危令第1条の10第1項に規定するものを貯蔵し、又は取り扱っている場合（法第9条の3第1項ただし書きに規定する場合を除く。）には、その旨の届出がされていること。
	火気使用設備・器具	法第9条に基づいて条例で定められた火を使用する設備等の位置、構造及び管理、火を使用する器具等の取扱いその他火気の使用に関する制限等の基準に適合していること。
	少量危険物・指定可燃物	<ol style="list-style-type: none"> 1 貯蔵及び取扱いの基準に適合していること。 2 位置、構造及び設備が維持管理されていること。 3 基準の特例が適用されている少量危険物貯蔵取扱所及び指定可燃物貯蔵取扱所にあつては、引き続き、同条の規定の適用を認めた状況で設置及び管理されていること。 4 条例第46条の規定に基づき、届出がされていること。
防災管理	防災管理対象物点検及び報告	点検及び報告が行われていること又は点検及び報告の特例の認定がされていること。なお、その管理について権原が分かれている防火対象物については、各管理権原者が提出している届出の内容を確認すること。
	防災管理者等の届出	防災管理者選任（解任）の届出書、防災管理に係る消防計画の作成（変更）の届出がされていること。
	防災管理に係る消防計画	建築物その他の工作物の位置、構造及び設備の状況並びにその使用状況に応じ、おおむね次に掲げる事項に

		<p>ついて、防災管理に係る消防計画を作成し、当該消防計画に基づいた業務が適切に行われていること。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 自衛消防の組織に関する事項 2 避難施設の維持管理及び避難施設の案内（避難経路図の掲示）に関する事項 3 定員の遵守その他収容人員の適正化に関する事項 4 防災管理上必要な教育に関する事項 5 避難の訓練その他防災管理上必要な訓練の実施に関する事項 6 防災管理について関係機関との連絡に関する事項 7 5の訓練の結果を踏まえた防災管理に係る消防計画の内容の検証及び当該検証の結果に基づく当該消防計画の見直しに関する事項 8 その他、建築物その他の工作物における防災管理に関し必要な事項 9 令第45条第1号に掲げる災害（以下この号において「地震」という。）による被害の軽減に関する事項として次に掲げる事項 <ol style="list-style-type: none"> (1) 地震発生時における建築物その他の工作物及び建築物その他の工作物に存する者等の被害の想定並びに当該想定される被害に対する対策に関する事項 (2) 建築物その他の工作物についての地震による被害の軽減のための自主検査に関する事項 (3) 地震による被害の軽減のために必要な設備及び資機材の点検並びに整備に関する事項 (4) 地震発生時における家具、じゅう器その他の建築物その他の工作物に備え付けられた物品の落下、転倒及び移動の防止のための措置に関する事項 (5) 地震発生時における通報連絡、避難誘導、救出、救護その他の地震による被害の軽減のための応急措置に関する事項 (6) その他、建築物その他の工作物における地震による被害の軽減に関し必要な事項 10 令第45条第2号に掲げる災害（以下この号において「特殊災害」という。）による被害の軽減に関する事項として次に掲げる事項 <ol style="list-style-type: none"> (1) 特殊災害発生時における通報連絡及び避難誘導に関する事項 (2) その他、必要な事項 11 防災管理上必要な業務の一部が建築物その他の工作
--	--	--

		<p>物の関係者及び関係者に雇用されている者（当該建築物その他の工作物で勤務している者に限る。）以外の者に委託されている建築物その他の工作物にあっては、防災管理上必要な業務の受託者の氏名及び住所（法人にあっては、名称及び主たる事務所の所在地）並びに当該受託者の行う防災管理上必要な業務の範囲及び方法に関する事項</p> <p>12 その管理について権原が分かれている建築物その他の工作物にあっては、当該建築物その他の工作物の当該権原の範囲に関する事項</p> <p>13 避難訓練の実施回数（消防訓練届出書による通報回数／年1回以上）</p>
	<p>統括防災管理者等の届出</p>	<p>統括防災管理者の選任（解任）の届出、建築物その他の工作物の全体についての防災管理に係る消防計画の届出がされていること。</p>
<p>消防用設備等</p>	<p>消防用設備等及び特殊消防用設備等の設置及び維持等</p>	<p>1 必要な消防用設備等又は特殊消防用設備等が、法第17条、第17条の2の5及び第17条の3の規定に基づき設置されていること。</p> <p>2 令第29条の4第1項に規定される必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等にあっては、引き続き、同項に規定される通常用いられる消防用設備等の防火安全性能と同等以上であると消防長が認めた状況で設置されていること。</p> <p>3 令第32条の規定を適用している消防用設備等にあっては、引き続き、同条の規定の適用を消防長が認めた状況で設置されていること。</p> <p>4 法第17条第3項に規定される特殊消防用設備等にあっては、同項に規定される設備等設置維持計画に従って設置されていること。</p> <p>5 法第17条の2の5第1項の規定が適用される消防用設備等にあっては、当該消防用設備等の設置に係る技術上の基準に関する従前の規定により、設置されていること。</p> <p>6 法第17条の3第1項の規定が適用される消防用設備等にあっては、用途が変更される前の防火対象物における消防用設備等の設置に係る技術上の基準に関する規定により、設置されていること。</p> <p>7 法第17条の3の2の規定により、消防用設備等又は特殊消防用設備等の設置の届出を行い、消防機関の検査を受けていること。</p>

	消防用設備等の点検及び報告	法第 17 条の 3 の 3 の規定により、消防用設備等又は特殊消防用設備等の点検及び報告がされていること。
	危険物施設等	<ol style="list-style-type: none"> 1 法第 10 条第 3 項の規定に基づき、危険物が貯蔵又は取り扱われていること。 2 法第 10 条第 4 項の規定により、製造所等の位置、構造及び設備が設置されていること。 3 許可を受けていること。 4 完成検査を受けていること。 5 譲渡又は引渡の届出がされていること。 6 危険物の品名、数量又は指定数量の倍数変更の届出がされていること。 7 法第 12 条の規定により、製造所等の位置、構造及び設備が維持されていること。 8 危険物保安統括管理者の届出がされていること。 9 危険物保安監督者の届出がされていること。 10 危険物取扱者以外の者により危険物の取扱いが行われていないこと（甲種危険物取扱者又は乙種危険物取扱者の立会いのある場合を除く。）。 11 危険物の取扱作業に従事する危険物取扱者が保安講習を受講していること。 12 危険物施設保安員が定められ、保安のための適切な業務が行われていること。 13 予防規程の認可を受け、当該予防規程に定められた事項が適切に守られていること。 14 定期点検が行われ、その記録が作成され、及び保存されていること。 15 自衛消防組織が設置されていること。 16 危令第 23 条の規定が適用されている製造所等にあつては、引き続き、同条の規定の適用を認めた状況で設置及び維持されていること。
建築構造等 (※)	定期調査報告	建基法第 12 条の規定に基づく定期報告が行われていること。
	建築構造等	<ol style="list-style-type: none"> 1 建築構造 主要構造部の構造不適がないこと。（建基法第 21 条、第 27 条、第 35 条） 2 防火区画 堅穴区画が設けられ、当該壁、床及び防火戸の構造が適正で、かつ、破損等がないこと。（建基令第 112

	<p>条第9項、第10項、第11項、第14項（避難経路にあたらぬ昇降機の昇降路は、昭和56年建設省告示第1111号に示す仕様に適合していること。）</p> <p>3 階段 必要な数の直通階段、避難階段及び特別避難階段が設置され、その構造が適正であること。（建基令第120条、第121条、第121条の2、第122条、第123条）</p>
避難施設等	<p>次に掲げる事項が、現行の建築基準法令に適合（既存不適格として扱っているものを含む。）していること。</p> <p>1 屋根 建基法第22条、第63条関係</p> <p>2 外壁 建基法第23条から第25条まで、第64条関係</p> <p>3 非常用エレベーター（建基令第129条の13の3） 建基法第34条第2項関係</p> <p>4 排煙設備（建基令第126条の2、第126条の3） 建基法第35条関係</p> <p>5 防煙壁（建基令第126条の3） 建基法第35条関係</p> <p>6 非常用の照明装置（建基令第126条の4、第126条の5） 建基法第35条関係</p> <p>7 非常用の進入口等（建基令第126条の6、第126条の7） 建基法第35条関係</p> <p>8 壁（建基法第35条の2、建基令第107条、第107条の2、第108条の3、第112条、第114条、第115条の2の2、第128条の3の2、第128条の4、第129条の2の5）</p> <p>9 天井（建基法第35条の2、建基令第112条、第128条の3の2から第129条まで）</p> <p>10 床（建基法第36条、建基令第112条、第115条の2の2、第129条の2の5）</p> <p>11 特定防火設備及び防火設備（建基法第36条、建基令第112条（前点検項目の建築構造等に掲げるものを除く。）、第115条の2の2、第129条の2の5）</p> <p>12 避難施設 建基法第36条関係</p>

		<ul style="list-style-type: none"> (1) 通路（建基令第 120 条、第 121 条） (2) 廊下（建基令第 119 条） (3) 出入口（建基令第 118 条、第 124 条、第 125 条、第 125 条の 2） (4) 屋上広場（建基令第 126 条） (5) 避難上有効なバルコニー（建基令第 121 条） <p>13 敷地内の通路（建基令第 127 条、第 128 条、第 128 条の 2）</p> <p>建基法第 36 条関係</p>
<p>※ 建築構造等の審査にあたっては、表示制度における建築構造等審査マニュアル（平成 25 年 12 月 27 日付け消防予第 499 号）に基づき実施すること。</p>		

別表第2（第4条、第6条関係）

報告書等の種別・根拠法令	表示マーク（銀）	表示マーク（金）
防火対象物（防災管理） 点検結果報告書（写）※1 【法第8条の2の2（法第36条において準用する法第8条の2の2を含む。）】	申請日から過去1年以内に実施した報告書の添付を求めること。 なお、報告済みの場合は報告書の鑑（別記様式第1）のみの添付で可。	前回の申請日以降に実施した報告書全ての添付を求めること。 なお、報告済みの場合は報告書の鑑（別記様式第1）のみの添付で可。
防火対象物（防災管理） 点検報告特例認定通知書（写）※2 【法第8条の2の3（法第36条において準用する法第8条の2の3を含む。）】	申請日直近の認定通知書の添付を求めること。	表示マーク（銀）同様。
消防用設備等点検結果報告書（写） 【法第17条の3の3】	申請日から過去1年以内に実施した報告書の添付を求めること。 なお、報告済みの場合は報告書の鑑（別記様式第1）のみの添付で可。	前回の申請日以降に実施した報告書全ての添付を求めること。 なお、報告済みの場合は報告書の鑑（別記様式第1）のみの添付で可。
製造所等定期点検記録表（写） 【法第14条の3の2】	申請日から過去1年以内に実施した記録表の添付を求めること。 なお、消防本部等に資料提出している場合は添付の省略可。	前回の申請日以降に実施した記録表全ての添付を求めること。 なお、消防本部等に資料提出している場合は添付の省略可。
定期調査報告書（写） 【建基法第12条】	直近の定期調査の期間内に行ったものの添付を求めること。	直近の定期調査の期間内に行ったもの全ての添付を求めること。
その他必要と認める書類 ※3	(例) ・各報告書の不備事項改修状況 ・更新前に交付を受けた表示基準適合通知書（写）	
※1 法第8条の2の3（法第36条において準用する法第8条の2の3）に基づく点検及び報告の特例の認定がされていない場合		
※2 法第8条の2の3（法第36条において準用する法第8条の2の3）に基づく点検及び報告の特例の認定により防火対象物定期点検報告が免除されている場合		
※3 必要に応じて提出を求めることとする。		

別表第3（第8条関係）

表示マークの掲出方法等について

- 1 掲出場所について
掲出場所は、当該対象物内に限り、出入口及び受付等の利用客が見やすい位置に掲出することが望ましいこと。
- 2 表示マークの複製等について
表示マークの複製を希望する場合は、配付された表示マークに変更を加えることなく複製させ、次の事項を遵守させること。
 - (1) 複製した表示マークの掲出は、有効期間内に限ること。
 - (2) 表示マークを返還した場合には、複製した表示マークの掲出は行わないこと。
 - (3) 複製は、10枚以下とし、掲出場所は1によること。
- 3 ホームページ等に使用する表示マークの電子データについて
 - (1) 表示マークの電子データは、総務省消防庁のホームページ上の防火対象物に係る表示制度ページからダウンロードすることで使用できるため、表示基準適合通知書（様式第5号）の特記事項欄に該当するパスワードを記載し、関係者等に直接ダウンロードさせること。
 - (2) 表示マークの電子データをホームページ等で使用する場合は、以下の例を参考に掲載させること。

例

	
表示マーク（金）	表示マーク（銀）

○ 当ホテルは表示マークの交付を受けております。

交付日：〇〇年〇〇月〇〇日
交付番号：第〇号
有効期間：〇〇年〇〇月〇〇日から〇〇年〇〇月〇〇日まで
交付機関：島原地域広域市町村圏組合消防本部

- (3) 表示マークの電子データのサイズは変更できること。ただし、縦横比率の変更はさせないこと。
- (4) (2)例中の交付機関部分にはリンク先を埋め込ませることが望ましいこと。リンク先の埋め込みが可能な場合は、当組合ホームページの表示マーク交付ホテル・旅館一覧掲載ページを指定すること。
- (5) 表示マークの電子データを無断で転用した場合は、表示マークの返還請求対象となる旨、周知すること。

様式第1号（第4条関係）

表示マーク交付（更新）申請書

年 月 日				
島原地域広域市町村圏組合 消防長 様				
申請者 住 所 _____ 氏 名 _____ 電話番号 _____				
下記の防火対象物について、表示マーク（ <input type="checkbox"/> 金・ <input type="checkbox"/> 銀）の交付（更新）を受けたいので申請します。				
記				
防火対象物	所在地			
	名 称			
	用 途		令別表第一（ ）項	
	収容人員	管理権原	<input type="checkbox"/> 単一権原・ <input type="checkbox"/> 複数権原	
	構造・規模	造 地上 階 地下 階 床面積 m ² 延べ面積 m ²		
交付年月日		年 月 日	交付番号 第 号	
添付書類	<input type="checkbox"/> 防火対象物（防災管理）点検結果報告書（写） <input type="checkbox"/> 防火対象物（防災管理）点検報告の特例認定通知書（写） <input type="checkbox"/> 消防用設備等点検結果報告書（写） <input type="checkbox"/> 製造所等定期点検記録（写） <input type="checkbox"/> 定期調査報告書（写） <input type="checkbox"/> その他必要と認める書類（ ）			
特記事項				
※ 受 付 欄		※ 経 過 欄		

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
 2 ※の欄は、記入しないこと。
 3 印のある欄については、該当の印にレを付けること。

様式第2号（第5条関係）

表示マーク交付（更新）申請処理簿

受付 番号	交付 番号	申請日	項別	防火対象物 所在地・名称 申請者氏名	表示基準判定	通知書・表示 マーク交付日	表示期間	表示マーク返還 請求書交付日	表示マーク 返還日
		書類審査日							
		現地確認日							
		年 月 日			適合・不適合	年 月 日	年 月 日 ～ 年 月 日	年 月 日	年 月 日
	年 月 日								
	年 月 日								
		年 月 日			適合・不適合	年 月 日	年 月 日 ～ 年 月 日	年 月 日	年 月 日
	年 月 日								
	年 月 日								
		年 月 日			適合・不適合	年 月 日	年 月 日 ～ 年 月 日	年 月 日	年 月 日
	年 月 日								
	年 月 日								
		年 月 日			適合・不適合	年 月 日	年 月 日 ～ 年 月 日	年 月 日	年 月 日
	年 月 日								
	年 月 日								
		年 月 日			適合・不適合	年 月 日	年 月 日 ～ 年 月 日	年 月 日	年 月 日
	年 月 日								
	年 月 日								

年 月 日

島原地域広域市町村圏組合
消防長 様

所 属
階級・氏名

印

表示マーク交付（更新）申請審査結果報告書

年 月 日付けで、表示マーク交付（更新）の申請があった防火対象物の審査結果について、次のとおり報告します。

所在地			
名称			
申請者			
審査内容	書類審査不備事項		
	現地確認不備事項		
現地確認 調査員			
立会者			
審査の結果	表示基準に 適合 ・ 不適合		
受付	審査	書類	年 月 日
		現地	年 月 日

表示基準判定審査書

防火管理等

点検項目・判定項目		審査結果		備考	
		判定	不備内容		
防火対象物点検及び報告		<input type="checkbox"/> 適		報告日： 特例認定の有無：	
		<input type="checkbox"/> 否			
防火管理者等の届出		<input type="checkbox"/> 適		選解任届出： 消防計画届出：	
		<input type="checkbox"/> 否			
自衛消防組織の届出		<input type="checkbox"/> 適		設置届出：	
		<input type="checkbox"/> 適			
防火 管理 に係 る 消 防 計 画	一般的事項（1～12）	<input type="checkbox"/> 適			
		<input type="checkbox"/> 否			
	防火管理上必要な業務の 一部委託（13）	<input type="checkbox"/> 適			
		<input type="checkbox"/> 否			
	権原の範囲（14）	<input type="checkbox"/> 適			
		<input type="checkbox"/> 否			
消火訓練及び避難訓練の 実施回数（15）	<input type="checkbox"/> 適		実施日：		
	<input type="checkbox"/> 否		実施日：		
自衛消防組織（16）	<input type="checkbox"/> 適				
	<input type="checkbox"/> 否				
共同自衛消防組織（17）	<input type="checkbox"/> 適				
	<input type="checkbox"/> 否				
統括防火管理者等の届出		<input type="checkbox"/> 適			選解任届出：
		<input type="checkbox"/> 否			消防計画届出：
防火・避難施設等		<input type="checkbox"/> 適			
		<input type="checkbox"/> 否			
防災対象物品の使用		<input type="checkbox"/> 適			
		<input type="checkbox"/> 否			
圧縮アセチレンガス等の貯蔵等 の届出		<input type="checkbox"/> 適			届出日：
		<input type="checkbox"/> 否			
火気使用設備・器具		<input type="checkbox"/> 適			
		<input type="checkbox"/> 否			
少量危険物・指定可燃物		<input type="checkbox"/> 適			届出日：
		<input type="checkbox"/> 否			

防災管理

点検項目・判定項目		審査結果		備考
		判定	不備内容	
防災管理対象物点検及び報告		<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否		報告日： 特例認定の有無：
防災管理者等の届出		<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否		選解任届出： 消防計画届出：
防災 管理 に係る 消 防 計 画	一般的事項（1～8）	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否		
	地震による被害軽減に関する事項（9）	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否		
	特殊災害による被害軽減に関する事項（10）	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否		
	防災管理上必要な業務の一部委託（11）	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否		
	権原の範囲（12）	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否		
	避難訓練の実施回数（13）	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否		実施日：
統括防災管理者等の届出		<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否		選解任届出： 消防計画届出：

消防用設備等

点検項目・判定項目	法第17条	法第17条の3の2		審査結果		備考
	設置義務	設置届出	消防検査	判定	不備内容	
消火器・簡易消火用具	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 適		
	<input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 否		
屋内消火栓設備	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 適		
	<input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 否		
スプリンクラー設備	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 適		
	<input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 否		
水噴霧消火設備	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 適		
	<input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 否		
屋外消火栓設備	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 適		
	<input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 否		
動力消防ポンプ設備	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 適		
	<input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 否		
自動火災報知設備	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 適		
	<input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 否		
ガス漏れ火災警報設備	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 適		
	<input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 否		
漏電火災警報器	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 適		
	<input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 否		
消防機関へ通報する 火災報知設備	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 適		
	<input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 否		
非常警報器具・ 非常警報設備	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 適		
	<input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 否		
避難器具	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 適		
	<input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 否		
誘導灯・誘導標識	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 適		
	<input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 否		
消防用水	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 適		
	<input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 否		
排煙設備	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 適		
	<input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 否		
連結散水設備	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 適		
	<input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 否		
連結送水管	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 適		
	<input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 否		
非常コンセント設備	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 適		
	<input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 否		

無線通信補助設備	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 適		
	<input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 否		

点検項目・判定項目	設備等の概要	審査結果		備考
		判定	不備内容	
令第 29 条の 4 第 1 項に規定される必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等		<input type="checkbox"/> 適		
		<input type="checkbox"/> 否		

点検項目・判定項目	消防用設備等の概要	審査結果		備考
		判定	不備事項	
令第 32 条の規定を適用している消防用設備等		<input type="checkbox"/> 適		
		<input type="checkbox"/> 否		

点検項目・判定項目	特殊消防用設備等の概要	審査結果		備考
		判定	不備事項	
法第 17 条第 3 項に規定される特殊消防用設備等		<input type="checkbox"/> 適		
		<input type="checkbox"/> 否		

点検項目・判定項目	消防用設備等の概要	審査結果		備考
		判定	不備事項	
法第 17 条の 2 の 5 第 1 項の規定が適用される消防用設備等		<input type="checkbox"/> 適		
		<input type="checkbox"/> 否		
法第 17 条の 3 第 1 項の規定が適用される消防用設備等		<input type="checkbox"/> 適		
		<input type="checkbox"/> 否		

点検項目・判定項目	審査結果		備考
	判定	不備事項	
消防用設備等の点検及び報告	<input type="checkbox"/> 適		報告日：
	<input type="checkbox"/> 否		

危険物施設等

点検項目	審 査 結 果		状況及び措置内容
	判 定	不 備 内 容	
貯蔵又は取扱いの基準 (1)	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否		
位置、構造及び設備の基準 (2)	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否		
設置許可 (変更許可) (3)	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否		
完成検査 (4)	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否		
各種届出 (5、6)	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否		譲渡引渡： 倍数変更：
製造所等の維持管理 (7)	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否		
保安統括管理者の届出 (8)	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否		届出日：
保安監督者の届出 (9)	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否		届出日：
危険物取扱者の立会い (10)	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否		
保安講習の受講 (11)	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否		受講対象： 人
危険物施設保安員 (12)	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否		
予防規程の認可及び定められた 事項の遵守 (13)	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否		認可日： 認可番号：
定期点検の実施及び記録の 作成・保存 (14)	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否		実施日：
自衛消防組織の設置 (15)	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否		
危令第 23 条の規定の適用を 認めた状況の維持 (16)	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否		

建築構造等

点検項目		審査結果		状況及び措置内容
		判定	不備内容	
定期調査報告		<input type="checkbox"/> 適		報告日：
		<input type="checkbox"/> 否		
建築構造等	建築構造	<input type="checkbox"/> 適		
		<input type="checkbox"/> 否		
	防火区画	<input type="checkbox"/> 適		
		<input type="checkbox"/> 否		
階段	<input type="checkbox"/> 適			
	<input type="checkbox"/> 否			
避難施設等	屋根	<input type="checkbox"/> 適		
		<input type="checkbox"/> 否		
	外壁	<input type="checkbox"/> 適		
		<input type="checkbox"/> 否		
	非常用エレベーター	<input type="checkbox"/> 適		
		<input type="checkbox"/> 否		
	排煙設備	<input type="checkbox"/> 適		
		<input type="checkbox"/> 否		
	防煙壁	<input type="checkbox"/> 適		
		<input type="checkbox"/> 否		
	非常用の照明装置	<input type="checkbox"/> 適		
		<input type="checkbox"/> 否		
非常用の進入口等	<input type="checkbox"/> 適			
	<input type="checkbox"/> 否			
壁	<input type="checkbox"/> 適			
	<input type="checkbox"/> 否			
天井	<input type="checkbox"/> 適			
	<input type="checkbox"/> 否			
床	<input type="checkbox"/> 適			
	<input type="checkbox"/> 否			
特定防火設備及び防火設備	<input type="checkbox"/> 適			
	<input type="checkbox"/> 否			
避難通路	<input type="checkbox"/> 適			
	<input type="checkbox"/> 否			
廊下	<input type="checkbox"/> 適			
	<input type="checkbox"/> 否			
出入口	<input type="checkbox"/> 適			
	<input type="checkbox"/> 否			
屋上広場	<input type="checkbox"/> 適			

			<input type="checkbox"/> 否		
		避難上有効な バルコニー	<input type="checkbox"/> 適		
	敷地内の通路		<input type="checkbox"/> 否		
			<input type="checkbox"/> 適		
			<input type="checkbox"/> 否		

表示基準適合通知書

島消予第 号 年 月 日			
様			
島原地域広域市町村圏組合 消防長 ㊟			
<p>年 月 日付けで申請のあった下記の防火対象物については、審査の結果、表示基準に適合しているので、表示マーク（ ）を交付（更新）する。</p> <p style="text-align: center;">記</p>			
防火対象物	所在地		
	名 称		
	用 途		
交付年月日	年 月 日	交付番号	第 号
表示有効期間	年 月 日 ～ 年 月 日		
特 記 事 項			

年 月 日

島原地域広域市町村圏組合
消防長 様

住所 _____
氏名 _____

表示マーク受領書

表示マーク（ ）は、確かに受領しました。今後は、下記の事項を遵守いたします。

記

- 1 表示マークは見やすい場所に掲出し、可能な限りホームページ等へ掲載します。
- 2 ホームページ等への掲載に際しては、総務省消防庁のホームページから直接ダウンロードした電子データを使用します。
- 3 表示マークは貸与されるものであるため、破損等のないよう取扱いに注意します。
- 4 次に掲げる事項に該当する場合は、表示マークを返還し、ホームページ等に表示マークの電子データを使用している場合は、その使用を取り止めます。
 - (1) 表示マークの有効期間が満了し、交付（更新）申請を行わない場合
 - (2) 表示基準に適合しないことが明らかとなった場合
 - (3) 火災が発生し、表示基準に適合しないことが明らかとなった場合
 - (4) 表示マークの電子データを無断で転用した場合

様式第7号（第7条関係）

表示基準不適合通知書

島消予第 号
年 月 日

様

島原地域広域市町村圏組合
消防長 ⑩

年 月 日付けで申請のあった下記の防火対象物については、審査の結果、表示基準に不適合であったので通知する。

記

防火対象物	所在地	
	名称	
	用途	
不適合理由		
特記事項		

表示マーク返還請求書

島消予第 号 年 月 日			
様			
島原地域広域市町村圏組合 消防長 ㊟			
<p>下記の防火対象物については、表示マークの返還事由に該当し、表示マークを掲出することが不相当と認められることから、速やかに貸与した表示マークを返還するとともに、ホームページ等の使用を取り止めるよう請求する。</p>			
記			
防火対象物	所在地		
	名 称		
	用 途		令別表第一（ ）項
表示マーク交付年月日	年 月 日	交付番号	第 号
返還事由 <input type="checkbox"/> 表示マークの有効期間が満了し、交付（更新）申請がなかったため <input type="checkbox"/> 表示基準に適合しないことが明らかとなったため <input type="checkbox"/> 火災が発生し、火災調査に併せて表示基準への適合性を確認した結果、表示基準に適合しないことが明らかとなったため <input type="checkbox"/> 表示マークの電子データを無断で転用したため			

様式第9号（第12条関係）

表示制度対象外施設申請書

年 月 日

島原地域広域市町村圏組合
消防長 様

申請者

住 所

氏 名

電話番号

下記の防火対象物について表示制度対象外施設通知書の交付を受けたいので申請します。

記

防火対象物	所在地			
	名称			
	用途			令別表第一（ ）項
	収容人員		管理権原	<input type="checkbox"/> 単一権原・ <input type="checkbox"/> 複数権原
	構造・規模	造		地上 階
床面積		m ²	延べ面積	m ²
添付書類	<input type="checkbox"/> 防火対象物（防災管理）点検結果報告書（写） <input type="checkbox"/> 防火対象物（防災管理）点検報告の特例認定通知書（写） <input type="checkbox"/> 消防用設備等点検結果報告書（写） <input type="checkbox"/> 製造所等定期点検記録（写） <input type="checkbox"/> 定期調査報告書（写） <input type="checkbox"/> その他必要と認める書類（ ）			
特記事項				
※ 受 付 欄			※ 経 過 欄	

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
 2 ※の欄は、記入しないこと。
 3 □印のある欄については、該当の□印にレを付けること。

様式第 10 号（第 12 条関係）

年 月 日

島原地域広域市町村圏組合
消防長 様

所 属
階級・氏名

印

表示対象外施設申請審査結果報告書

年 月 日付で、表示対象外施設の申請があった防火対象物の審査結果
について、次のとおり報告します。

所在地			
名称			
申請者			
審査内容	書類審査不備事項		
	現地確認不備事項		
現地確認 調査員			
立会者			
審査の結果	表示基準に 適合 ・ 不適合		
受付	審査	書類	年 月 日
		現地	年 月 日

表示制度対象外施設通知書

島消予第 号 年 月 日				
様				
島原地域広域市町村圏組合 消防長 ⑩				
年 月 日付けで申請のあった下記の防火対象物については、審査の結果、 表示基準に適合する表示制度対象外施設であることが確認されたので通知する。				
記				
防 火 対 象 物	所在地			
	名 称			
	用 途	令別表第一 () 項		
	構造・規 模	造 地上 階	地下 階	
	床面積	m ²	延べ面積	m ²
特記事項				

様式第 12 号 (第 12 条関係)

表示基準不適合通知書 (表示制度対象外施設)

様	島消予第 号 年 月 日	
島原地域広域市町村圏組合 消防長 ⑩		
年 月 日付けで申請のあった下記の防火対象物については、審査の結果、 表示基準に不適合であったので通知する。		
記		
防火対象物	所在地	
	名 称	
	用 途	
不適合理由		
特記事項		

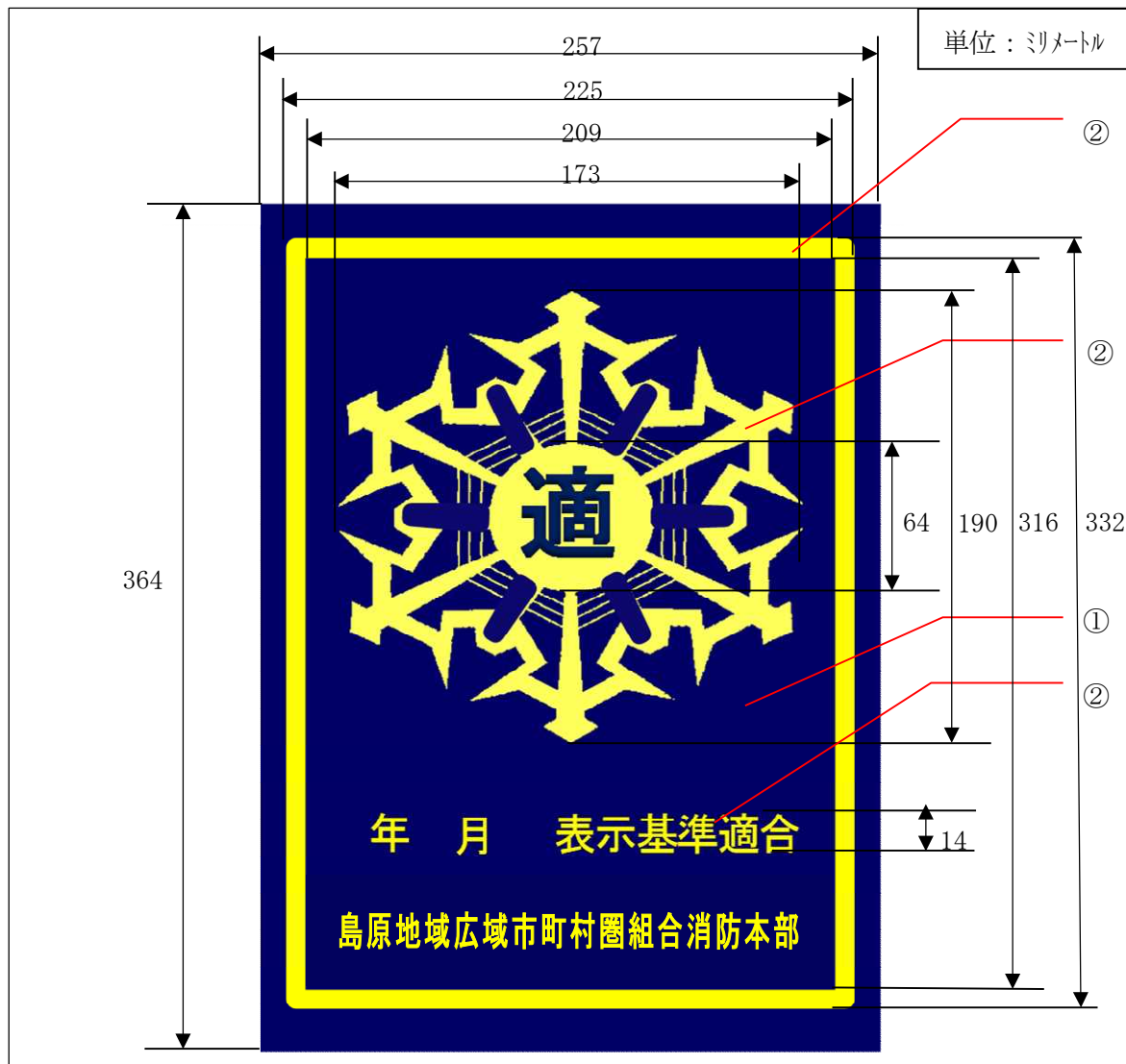
様式第 13 号 (第 12 条関係)

表示制度対象外施設申請交付処理簿

受付番号	申請日	項別	防火対象物 所在地・名称 申請者氏名	表示基準判定	通知書交付日
	書類審査日				
	現地調査等				
	年 月 日			適合・不適合	年 月 日
	年 月 日				
	年 月 日				
	年 月 日			適合・不適合	年 月 日
	年 月 日				
	年 月 日				
	年 月 日			適合・不適合	年 月 日
	年 月 日				
	年 月 日				
	年 月 日			適合・不適合	年 月 日
	年 月 日				
	年 月 日				
	年 月 日			適合・不適合	年 月 日
	年 月 日				
	年 月 日				
	年 月 日			適合・不適合	年 月 日
	年 月 日				
	年 月 日				

別図（第2条関係）

表示マーク仕様



- 1 大きさは日本産業規格 B4 とする。
- 2 色彩については、地 (①) を濃紺色、文字等 (②) は、表示マーク (金) は金色とし、表示マーク (銀) は銀色とする。(年・月及び消防本部名を除く。)
- 3 材質は、ファンタス (ネイビー) L判T目<270kg>とし、印刷仕様については、箔押し加工 (銀消しNo.24) とする。

- ※ 表示マークは原則、総務省消防庁から配付された原本を使用すること。
- ※ 年・月及び消防本部名は、シール貼付等により対応すること。
- ※ 申請者の希望があれば「fire safe certification mark」等の外国語表記を追加できること。